

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

A児は、小学校入学前から登園を渋る傾向があり、B小学校に入学してからもその傾向は続いていた。入学時は通常学級に在籍していたが、2年生の3学期より自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍し、現在5年生である。

緘黙症状があるため、発達検査等の数値化が難しかったが、本年度になってメモやパソコンを利用して知能検査WISC-IVを受検することができた。医学診断は「自閉スペクトラム症」「場面緘黙症」である。

A児の緘黙の状態は、家族や一部の友だちとは話すことができるが、担任、その他教職員とは全く会話ができないものである。また自閉傾向に係る特性によって、速さや量を求められること、対人コミュニケーション、自己主張に苦手意識がある。

上記により、学校では口語によるコミュニケーションが困難であるが、保護者の願いは学校でのコミュニケーション能力の向上であったため、学校からタブレット型端末を利用したコミュニケーション法を提案し、合意形成に至った。

1 対象児童の障害種

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

4 学年

5 対象児童の実態

A児は自閉スペクトラム症と診断されており、表出の苦しさから場面緘黙も認められる。筆談形式でおこなった知能検査WISC-IVでは平均域で遅れはない。ただ、処理速度に課題があるとともに、対人コミュニケーションが未熟であり、適切に自己主張しにくい傾向がある。

A児の緘黙の状態は、学校では一言も言葉を発しないものである。入学当初より登校しぶりがあったが、コミュニケーションの手立てが不足するなかで、次第に学校に来にくくなった。5年生に進級してから、不登校傾向は強くなった。

学習には、コミュニケーションツールとしてノート、メモ用紙、ホワイトボード(ノートサイズ・小黒板サイズ)を活用している。本年度からは学校用タブレット型端末を活用している。タッチペンで書き込みノート代わりにしたり、読み上げソフトを利用して自分の書いた言葉や文章を伝えたりしている。

交流学級では、上記ツールを活用しながら級友とともに学習できる。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

入学当初より登校しぶりと緘黙症状があったため、保護者がC町保健センターで発達相談を行ったが、A児の意思表示が弱く、発達検査の結果がでなかった。2年生では通常学級での集団学習が難しくなり、保護者から「特性を考慮した個別指導を受けたいため、特別支援学級に入級したい」との申し出があった。校内教育支援委員会・C町臨時教育支援委員会を経て、3学期より自閉症・情緒特別支援学級に措置変更となった。

5年生に進級した折、保護者から「小学校卒業後の進路を踏まえ、学校でのコミュニケーション能力を伸ばしてほしい」との申し出があった。B小学校の情報教育担当者を通じて、C町情報教育担当者会・C町教育委員会と検討し、タブレット型端末を使ったコミュニケーションの方法を母親に提案し、合意形成に至った。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎④ 教材の確保

C町では、各小学校に40台のタブレット型端末が導入されている。A児にとっては、学習ツールとしてパソコンは欠かせない状況であるが、コミュニケーションツールとしても個人で活用できるように、自閉症・情緒特別支援学級にもタブレット型端末を複数台準備した。
現状では、個別指導に利用できるソフトが少ないため、ソフトの充実が望まれる。

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

場面緘黙等の特性により、A児とはコミュニケーションがとりにくい。そのため、交流学級での学習が難しい時期があったが、タブレット型端末を持参し、ホワイトボード代わりにして級友と対話している。
また、こだわりの強さや環境変化への不適応に対応するため、教科学習(特に社会科・理科)では、理解が困難な事項や疑問点について、その場でインターネット接続(無線LAN環境)による調べ学習ができるようにしている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

A児は、自閉傾向や場面緘黙により小学校では全くしゃべらないので、周囲とのコミュニケーションが難しい。そのため、次の方法でコミュニケーションをとっている。
メモ用紙を使う。
ホワイトボードを使う。(ノートサイズのを2つ用意して、特別支援学級と交流学級で使用している。)
タブレット型端末は本人と担任が個別に使えるように2台準備している。
①スクールノートソフト:ノートとしてタッチペンで書き込めて保存もできる。
②読み上げソフト:書き込んだ言葉や文章を音声に変えて読み上げてくれる。

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

障害特性に起因するものと思われるが、特に高学年になってから不登校傾向が強くなった。そのため、以前より欠席が多くなり、各教科での進度にばらつきが出ている。国語と算数の進度はカリキュラムの再編成で対応できるが、交流学級で学習を行っている教科では、特別支援学級で補充しながら進度の調整をする必要がある。交流学級の担任と打ち合わせを密にして、週の時間割や学習内容を検討している。

9 成果と課題

A児がパソコンに精通しているため、パソコンやタブレット型端末を使った学習では、「長時間集中できる」「細かく調べられる」「知りたいときに調べられる」など、特性による困難性を改善することに変化効果を上げている。
一方、不登校傾向もあるため、学習内容にむらができ、学習進度の調整とそれに対応する時間割編成に苦慮している。
自閉スペクトラム症・場面緘黙・不登校傾向等の特性により、周囲とコミュニケーションがとりにくいことは生活上の大きな困難であり、特に友だちとどのようにコミュニケーションをとるかが大きな課題となる。進学への影響も鑑み、関係機関の協力を得ながら、保護者と丁寧に対話し、さらに将来の自立に向けた合理的配慮の合意に向かいたい。